

延岡市立恒富小学校いじめ防止基本方針

令和5年5月1日改訂

I はじめに

人格的に未完成で成長過程にある子どもが集う学校においては、いじめに発展する可能性のある人間関係のトラブルはどの学級においても起こりうるものであり、教師がいじめを意識して子どもの姿を見ることによって、取り上げるトラブルの数は増えてくる。いじめ問題は全ての児童に関する問題であるという基本認識にたち、全校の児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

また、いじめ防止について、学校の取組を支える保護者会や社会教育の取組が自立したものになるよう、社会全体の取組が具体的で、確実なものになることを強く期待するものである。

II いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

3 いじめ防止に関する基本的考え方

- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることであり、いじめている児童といじめられている児童の立場は入れ替わる可能性があること等を踏まえ、全教職員、全保護者、全児童で、いじめという行為を決して認めない、いじめられている児童を全力で守るということを定期的に確認し、いじめ問題に対して万全の態勢で臨む。
- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への理解に努め、児童にも保護者にも、いじめ防止対策の構成メンバーとして位置付ける。
- 成長過程にある子どもたちが集まる場所が学校であり、そこには、児童間のトラブルも、いじめの行為も日常的に存在していることを常に意識し、また、いじめとそうでないものとの区別が容易にできない場合が多いことを踏まえながら、児童から目をそらすことのないようにするとともに保護者や地域社会からの情報を収集し、いじめの可能性のある場合は、時間をおくことなく、職員間で情報を共有し、組織として積極的に対応して、すべての児童が心身の苦痛を感じることがないようにする。
さらに、インターネットなどによるいじめの問題も認知されていることから、様々な形で、児童の悩みをとらえるように努めながら、インターネット等によるいじめの問題への対処の仕方等についての研修を、計画的に実施する。
- 保護者は、我が子をいじめ加害者にしない子育てを、責任をもって進めるものとする。

(1) いじめ防止

いじめを起こさせない予防的取組を最も重視する。

本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会を育てることを目指す。そのために、何をどのように指導するかということについて、教職員間での共通理解と徹底した共同実践を展開する。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題への対応で最重要ポイントは、早期発見と早期対応である。

日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを発見するよう努める。また、保護者や地域社会からの情報収集するため、その窓口を設置する。

(3) いじめの対する処置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。

いじめの解決については、特定の教員が抱え込むのではなく、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

Ⅲ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

(1) 定期の「いじめ不登校対策委員会」(ハートフル委員会)

ア 定例会 月1回 ※ いじめ事案発生時は緊急に開催

イ 構成員 全職員

ウ 活動

- ◆ 調査結果(心のアンケート)、報告等の情報の整理・分析
- ◆ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ◆ 要配慮児童への支援方針決定
- ◆ 保護者、地域社会との連携強化策の取組

(2) 不定期の「いじめ不登校対策委員会」

ア いじめ事案発生時に緊急に開催

イ 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネータ

一、

その他関係職員

ウ 活動

- ◆ 調査結果(心のアンケート)、報告等の情報の整理・分析
- ◆ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ◆ 要配慮児童への支援方針決定
- ◆ 保護者、地域社会との連携強化策の取組

(3) 生徒指導部

ア 年間随時

イ 構成員 生徒指導部

ウ 活動

- ◆ 校内研修会の企画・立案

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
- イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指す。
- ウ 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
- エ 保護者や地域との連携を密に行い、情報収集に努める。
- オ 「ハートフル委員会」を開催し、情報収集や早期発見に努める。

(2) いじめに関する対応

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (ア) 事実確認を行い、迅速に対応する。
 - (イ) いじめられている児童や通報者の身の安全を最優先する。
 - (ウ) 組織として迅速な対応を行う。
- イ 情報の共有
 - (ア) 速やかに「ハートフル委員会」を開催し、情報の共有化を図る。
 - (イ) 関係保護者や関係機関との連携を図り、適時・適切な情報の共有化を図る。
- ウ 解決に向けた指導・支援
 - (ア) 「ハートフル委員会」を中心として、組織的な対応で指導及び支援を行っていく。
 - (イ) 専門的な支援・指導等が必要な場合には、関係機関へ相談する。
 - (ウ) 全職員で見届けや見守りを行い、再発防止に努める。
- エ その他の留意事項
 - (ア) 校内研修の充実を図る。
 - (イ) 全職員の共通理解を図る。
 - (ウ) 関係機関（教育委員会・警察・医療機関等）との連携を図る。

3 年間指導計画

	内 容	時 期
児童	○異学年交流の実施（学校行事・清掃等）	通年
	○学級活動	通年
	○ボランティア活動（あいさつ運動・校内清掃等）	通年
教職員	○一人一人の実態に応じた分かる授業の展開	通年
	○教育相談週間	年3回（6・11・2月）
	○教科・道徳教育等や情報モラル教育の実施	通年
	○学校ホームページ、PTA総会での学校の方針説明	年度初め
	○学校通信を活用しての防止活動の報告	適宜
早期発見	○児童の発する具体的なサインの共有	通年

	○教育相談	適宜
	○アンケートの実施	毎月1回
	○いじめ不登校対策委員会の実施	毎月1回
	○職員会等での情報の共有	通年、職朝等を利用
	○進級時の情報の引き継ぎ	3月

4 捉えるべき児童からのサイン

(1) いじめられる児童のサイン

場 面	サ イ ン
登 校 時	<p>遅刻・欠席が増える。(理由を明確にいわない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師と視線が合わずうつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室やトイレに行くようになる。 ・忘れ物が目立つようになる。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書やノートに汚れがある。 ・教師や児童の発言に対し、突然個人名が出される。
休 み 時 間 等	<ul style="list-style-type: none"> ・いたづらをされる。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服に汚れ等がある。 ・一人で清掃をしている。
放 課 後 等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。 ・用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。

(2) いじめる児童のサイン

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある児童にだけ、周囲が異常に気をつけている。 ・教師が近づくと、不自然に話をやめたり分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的存在の児童がいる。

(3) いじめ行為につながる教室でのサイン

サイン	
	<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の児童の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多い。・壁や机などにいたずら書きがある。・机やイス、教材等の扱いが乱雑になっている。

(4) いじめにつながる家庭でのサイン

場面	サイン
行動	<ul style="list-style-type: none">・学校や友達のことを話さなくなる。・友達や学級の不平・不満を口にするが多くなる。・朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがある。・遊ぶ友達が急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
外見	<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。
学習	<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が下がる。
持ち物	<ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、破壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物やお金がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。

5 緊急時の組織的対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの情報

いじめの発見 → 生徒指導主事 → 管理職 → いじめ不登校対策委員会

(2) いじめ不登校対策委員会での対応

ア 招集

校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、
その他関係職員

イ 協議内容

- (ア) 調査・事実関係の整理と把握
- (イ) 問題解決に向けた取組の確認

- (ウ) 保護者や関係機関への報告
- (エ) 継続指導と経過観察
- ウ 職員会での報告と協力依頼
- エ 関係機関との連携
市教育委員会、警察署、医療機関
- オ 地域住民との連携